

姫 監 公 表 第 6 号

令和 3年 3月 26日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 財政局定期監査結果報告書
- 2 観光スポーツ局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 建設局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和2年度 建設局（前期）定期監査（行政監査を含む。）及び
関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

建設局

公園部 公園緑地課、公園整備課

出先機関 船津公園ふれあいの館、網干南公園ふれあいの館、
緑の相談所

イ 指定管理者監査

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（姫路市立手柄山温室植物園）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和2年11月30日から令和3年2月16日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和2年12月10日から令和3年2月16日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(2) 指定管理者監査

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

3 意見

今回の監査で対象となった浜手緑地（白浜地区）複合遊具等設置設計・施工業務については、公募型プロポーザルにより業者決定し、地元協議・調整による工期延長と、契約約款で請負業者の契約解除権として規定している契約金額3分の1以上増となる59%の増額変更契約を行っている。

増額変更契約の主な内容である幼児エリア内の遊具等設置工事については、大型遊具の設置場所とは離れた場所に位置するとともに、安全対策等に係る整備工事が含まれていることから、更なる工期延長等の課題があるものの、地方公共団体が行う契約における機会均等の原則に則り、競争性を確保するためにも、当初設計の内容を見直し、幼児エリア全体に係る工事を別契約にすることが望ましかったものと考えられる。

公共工事等に係る契約方法の選定や変更契約の手順等の見直しを関係各部署と連携して検討するとともに、地元協議等により契約の内容に大幅な見直しが生じる場合は、その内容を十分精査し、最適な契約方法の検討に努められたい。